

社会資本総合整備計画(第6回変更)

市街地再開発事業による居住環境整備・まちなか居住の促進

平成31年3月8日

三重県 伊勢市

社会資本総合整備計画

平成31年3月8日

計画の名称	市街地再開発事業による居住環境整備・まちなか居住の促進(第4回変更)						重点配分対象の該当
計画の期間	平成25年度～平成30年度(6年間)		交付対象	伊勢市			
計画の目標							

- ・市街地再開発事業を契機に、地区に内在する居住環境上の課題を解決し、まちなか居住を支援する商業施設等の導入によるまちなか居住を促進する。
- ・伊勢市景観計画の重点地区において、歴史的なまちなみの保全、再生を進めることにより、商業地、住宅地としての魅力の向上、住環境の充実を図る。

計画の成果目標(定量的指標)

- ・伊勢市駅前商店街の空き店舗率を43.9%(H24年度)から40%に改善させる。
- ・伊勢市駅前商店街の歩行者数を366人(H22年度)から700人(H30年度末)に増加させる。
- ・市立伊勢総合病院来院者数を495人から515人に増加させる。
- ・重点地区内の観光主要施設への来訪者数528万人(H27)を維持させる。

定量的指標の定義及び算定式

	定量的指標の現況値及び目標値			備考
	当初現況値 (H25当初)	中間目標値 (H27末)	最終目標値 (H30末)	
伊勢市駅前商店街の空き店舗を調査する。	43.9(※1)	-	40	(※1)H25年2月調査
伊勢市駅前商店街の歩行者数を調査する。	366(※2)	-	700	(※2)H23年2月調査
市立伊勢総合病院の来院者数(1日あたり外来患者数)	495(※3)	-	515	(※3)H27年時点(第2回変更で追加)
伊勢市景観計画における重点地区内の観光主要施設への来訪者数(1年あたりの人数(単位:万人))	528(※4)	-	528	(※4)H27年時点(第2回変更で追加)

全体事業費	合計 (A+B+C+D)	3,652.2百万円	A	3,652.2百万円	B	0百万円	C	0百万円	D	0百万円	効果促進事業費の割合 C/(A+B+C+D)	0.0%
-------	-----------------	------------	---	------------	---	------	---	------	---	------	---------------------------	------

交付対象事業

A 基幹事業																		
番号	事業種別	地域種別	交付対象	直接 間接	事業者	要素となる事業名 (事業箇所)	事業内容 (延長・面積等)	市町村名	事業実施期間(年度)						全体事業費 (百万円)	費用便益比	個別施設計画 策定状況	備考
									H25	H26	H27	H28	H29	H30				
A-1	住宅	一般	伊勢市	直接	伊勢市	伊勢市駅前地区基本計画等作成等事業	市街地総合再生基本計画、基本計画、推進計画作成	伊勢市							18.1	-	-	
A-2	住宅	一般	伊勢市	間接	再開発会社	伊勢市駅前B地区第一種市街地再開発事業	約0.33ha	伊勢市							232.3	1.25	-	
A-3	住宅	一般	伊勢市	間接	民間業者	伊勢市駅前A地区優良建築物等整備事業	約0.2ha	伊勢市							165.1	-	-	
A-4	住宅	一般	伊勢市	直接	伊勢市	市立伊勢総合病院地区優良建築物等整備事業	約2.48ha	伊勢市							3,219.1	-	-	
A-5	住宅	一般	伊勢市	間接	個人	街なみ環境整備事業(内宮おほらい町地区)	約6.7ha	民間住宅等への修景補助	伊勢市						16.5	-	-	
A-6	住宅	一般	伊勢市	間接	個人	街なみ環境整備事業(二見町茶屋地区)	約15.5ha	民間住宅等への修景補助	伊勢市						1.1	-	-	
A-7	住宅	一般	伊勢市	間接	個人	街なみ環境整備事業(河崎地区)	約14.1ha	民間住宅等への修景補助	伊勢市						0.0	6.14	-	
合計												3,652.2						

B 関連社会資本整備事業(該当なし)																		
番号	事業種別	地域種別	交付対象	直接 間接	事業者	要素となる事業名	事業内容 (延長・面積等)	市町村名	事業実施期間(年度)						全体事業費 (百万円)	費用便益比	個別施設計画 策定状況	備考
									H25	H26	H27	H28	H29	H30				
合計												0						

C 効果促進事業																
番号	事業種別	地域種別	交付対象	直接 間接	事業者	要素となる事業名	事業内容	市町村名 港湾・地区名	事業実施期間(年度)						全体事業費 (百万円)	備考
									H25	H26	H27	H28	H29	H30		
合計												0				

番号	一体的に実施することにより期待される効果															備考
C-1																

D 社会資本整備円滑化地籍整備事業																
番号	事業種別	地域種別	交付対象	直接 間接	事業者	要素となる事業名 (事業箇所)	事業内容 (面積等)	市町村名	事業実施期間(年度)						全体事業費 (百万円)	備考
									H25	H26	H27	H28	H29	H30		
合計												0				

番号	一体的に実施することにより期待される効果															備考
----	----------------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	----

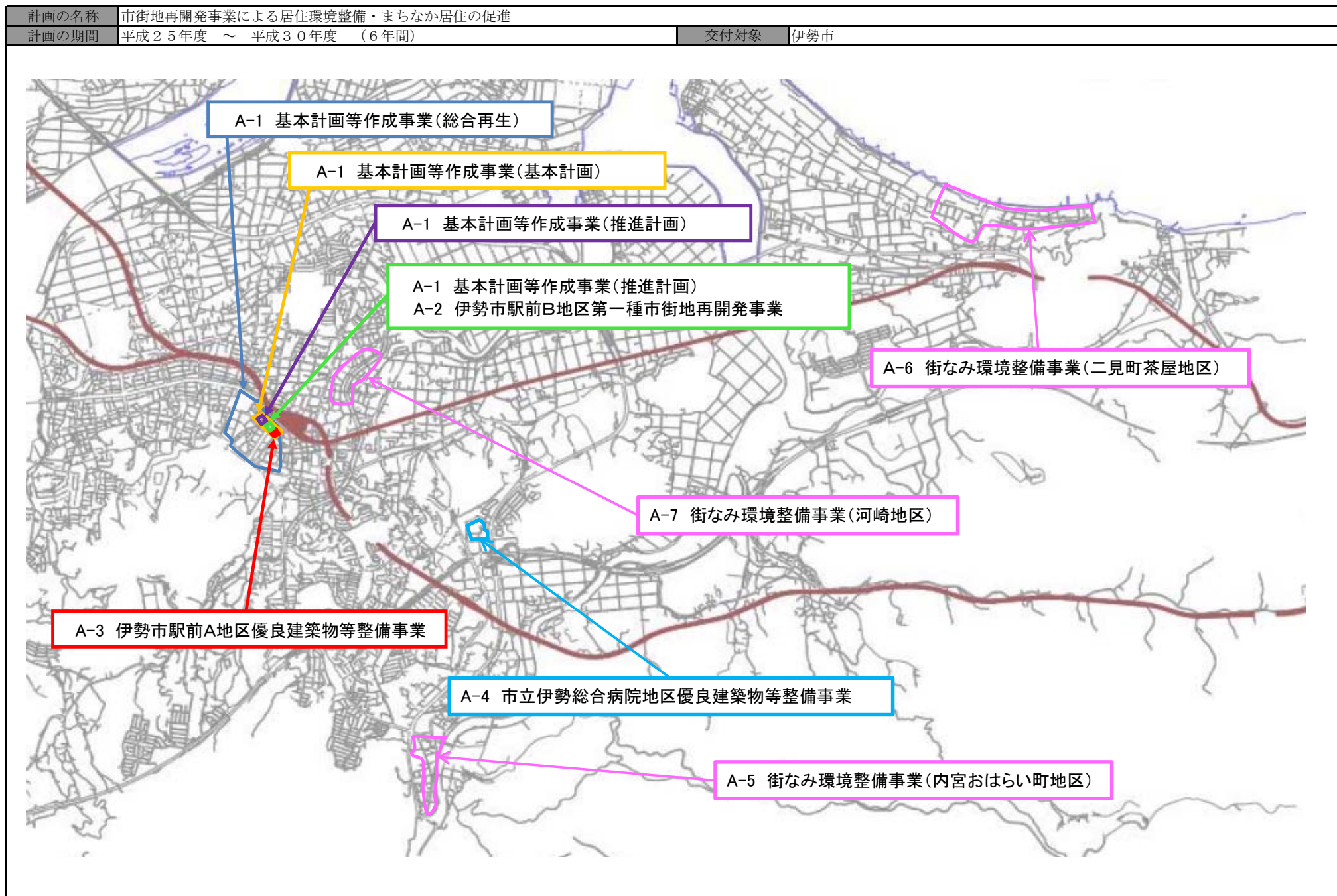
交付金の執行状況

(単位:百万円)

	H25	H26	H27	H28	H29	H30
配分額 (a)	1.564	2.833	26.091	438.400	275.510	458.753
計画別流用 増△減額 (b)	0	0	0	0	0	0
交付額 (c=a+b)	1.564	2.833	26.091	438.400	275.510	458.753
前年度からの繰越額 (d)	0	0	0	0	367.494	0
支払済額 (e)	1.564	2.833	26.091	70.906	643.004	312.654
翌年度繰越額 (f)	0	0	0	367.494	0	146.099
うち未契約繰越額 (g)	0	0	0	0	0	0
不用額 (h=c+d-e-f)	0	0	0	0	0	0
未契約繰越+不用率 (h=(g+h)/(c+d))	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
未契約繰越+不用率が10%を超えている場合 その理由	—					

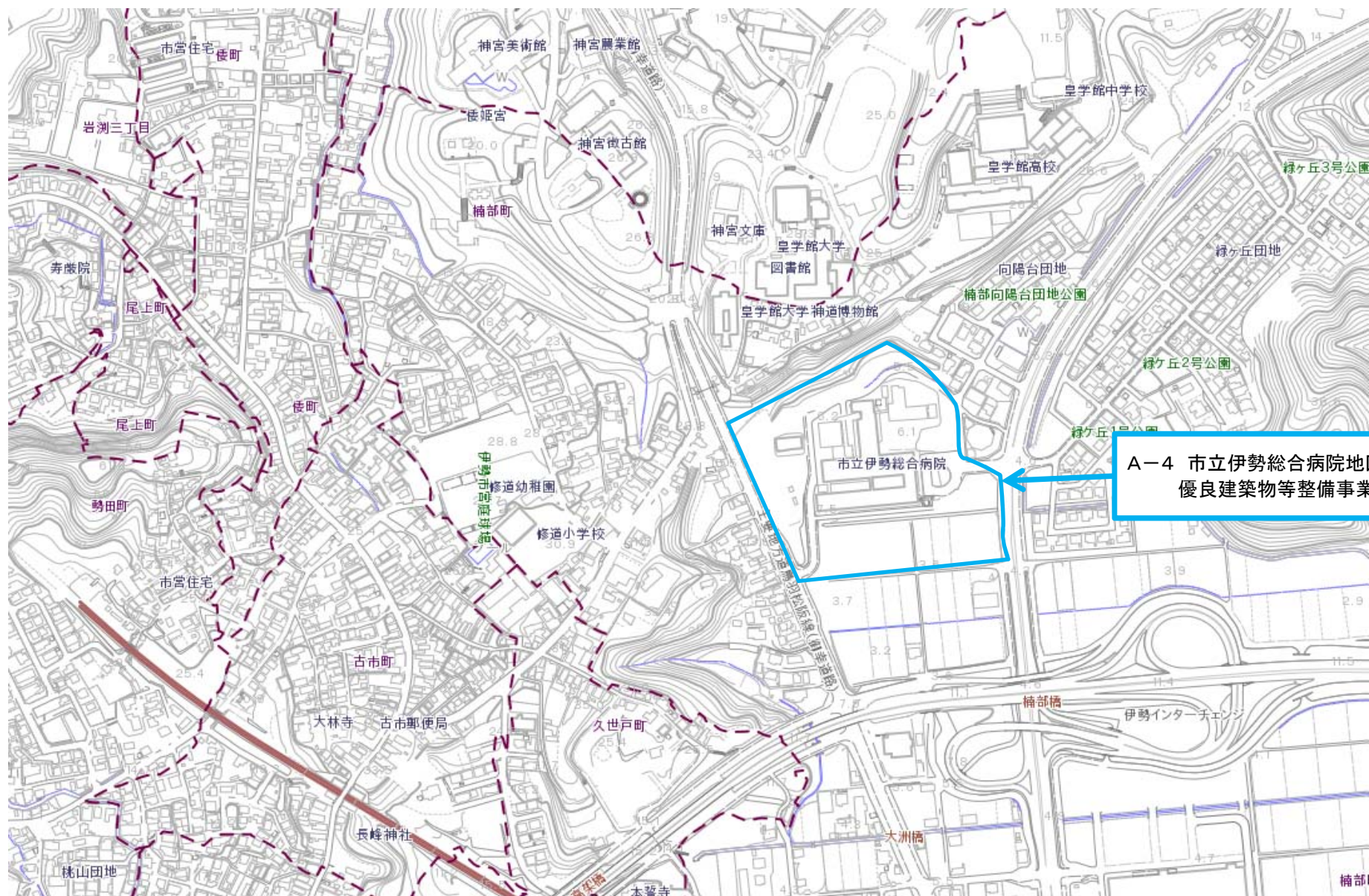
※ 平成25年度以降の各年度の決算額を記載。

(参考図面 1)



(参考図面3)

計画の名称	市街地再開発事業による居住環境整備・まちなか居住の促進	交付対象	伊勢市
計画の期間	平成25年度～平成30年度(6年間)		



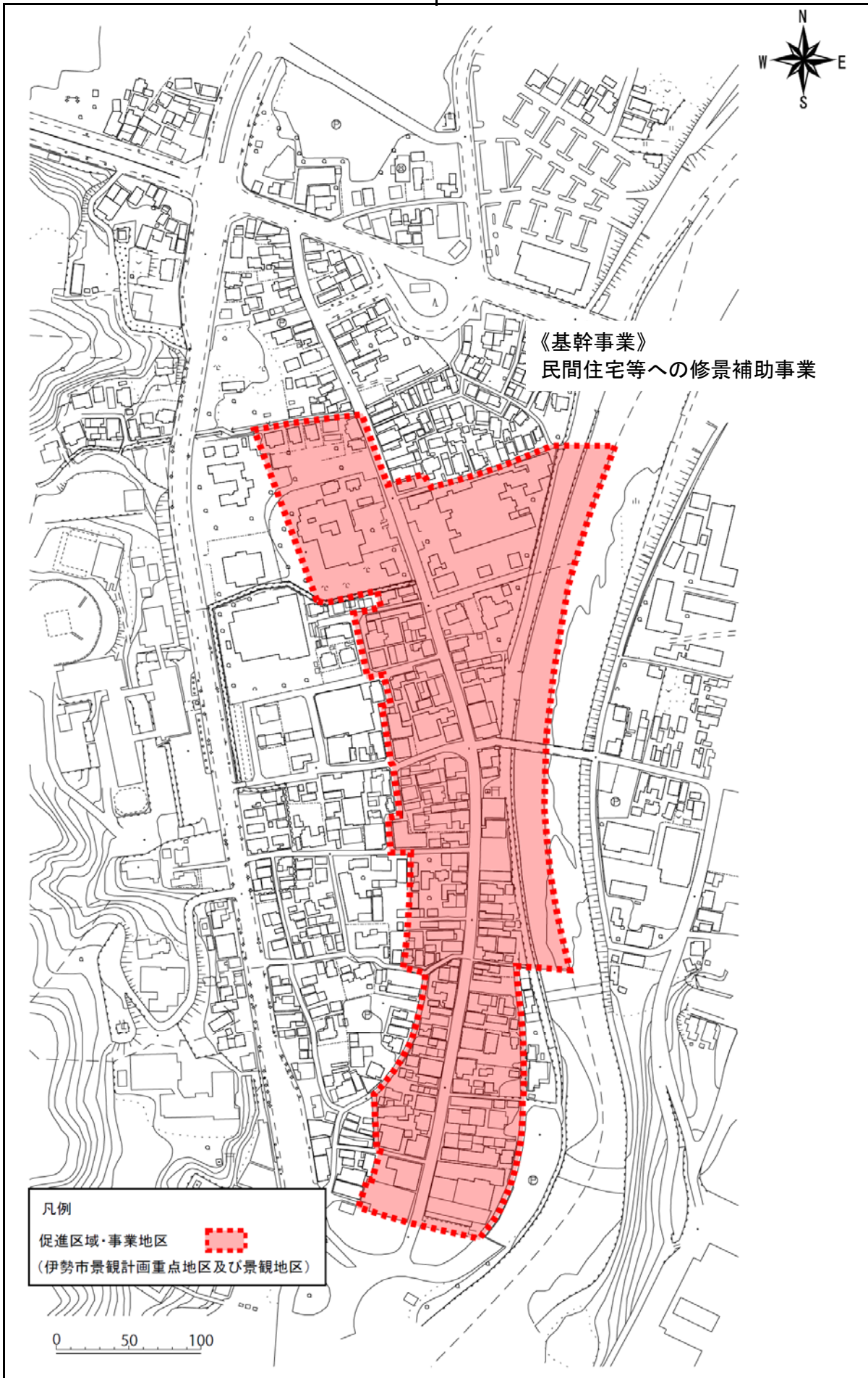
A-4 市立伊勢総合病院地区
優良建築物等整備事業

(参考図面4)

整備地区計画図(整備方針図)

内宮おはらい町

区域

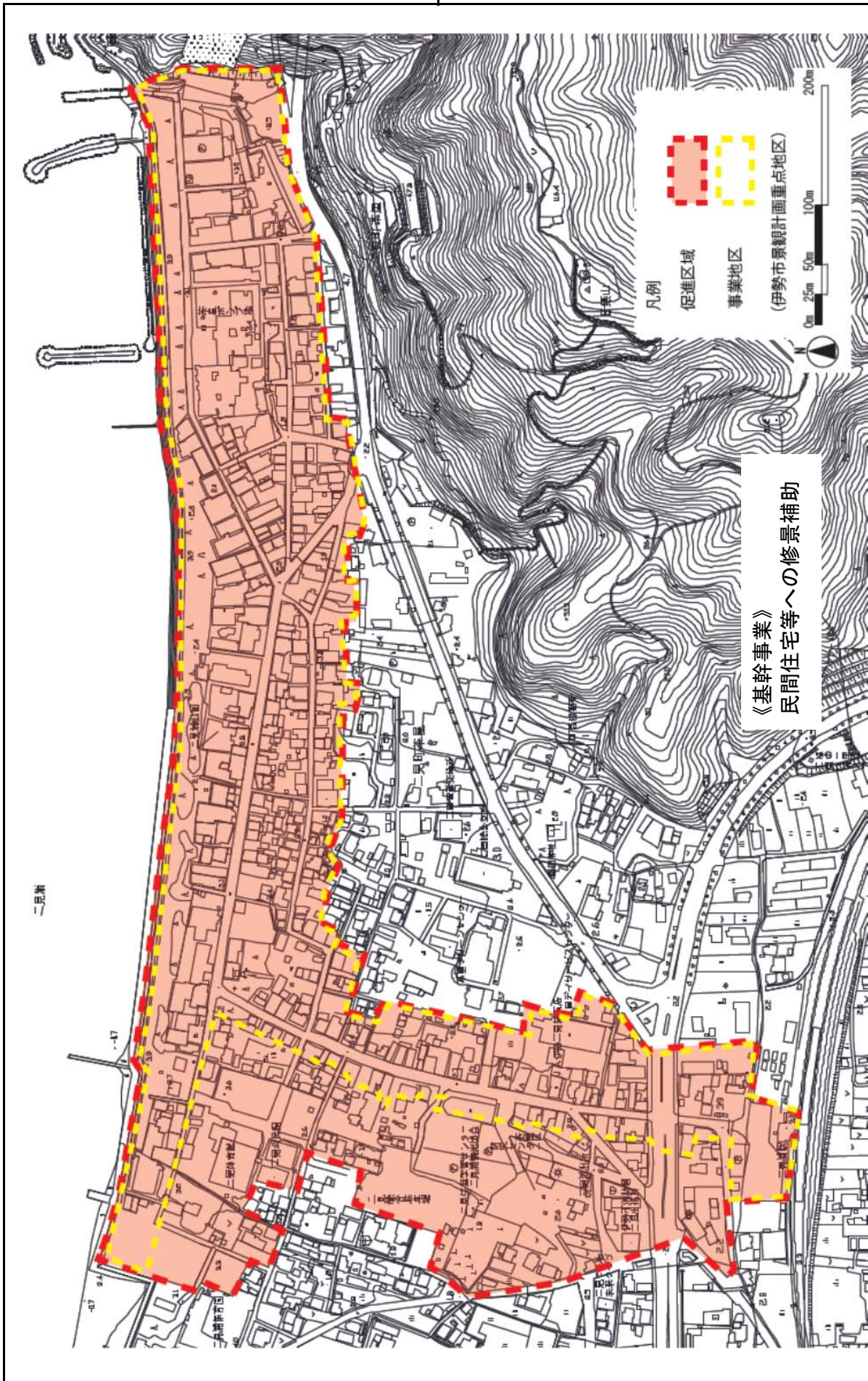


(参考図面5)

整備地区計画図(整備方針図)

二見町茶屋

区域



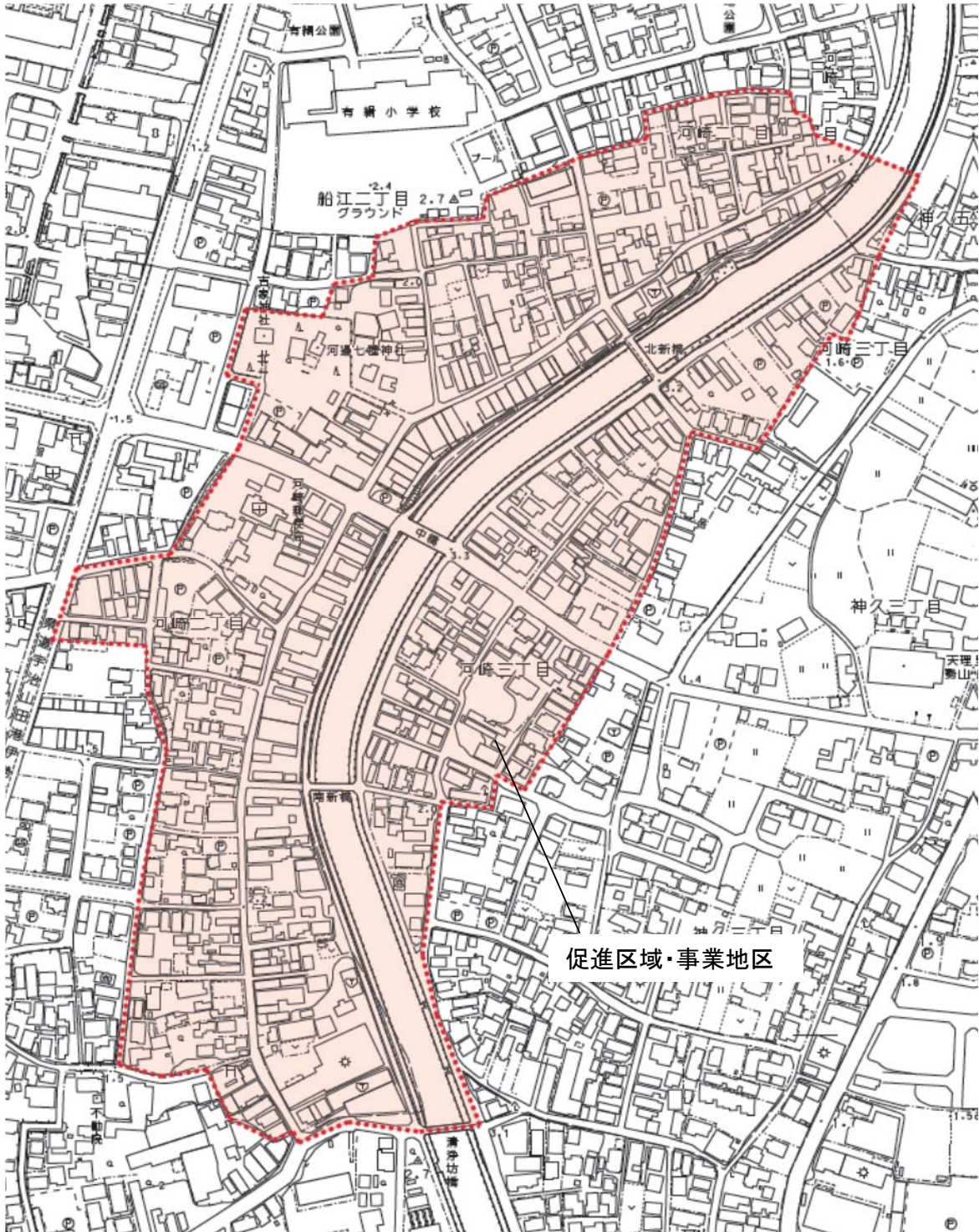
(参考図面6)

整備地区計画図(整備方針図)

河崎

区域

《基幹事業》
民間住宅等への修景補助事業
小公園の整備
看板・案内板の整備



促進区域・事業地区

街なみ環境整備方針説明書

都道府県名	三重県	市町村名	伊勢市	区域名	内宮おはらい町地区
区域現況	区域の概要	<p>本地区は、市南部に位置し、内宮の鳥居前町として発展してきた。五十鈴川と平行するおはらい町通りには、伊勢特有の切妻・妻入りの建物が通りに面して建ち並び、歴史的なまちなみを形成している。昭和 48 年第 60 回式年遷宮以降、観光客の大幅な減少により町は衰退したが、平成元年に自主条例を制定し、地元住民と行政との協働により、歴史的なまちなみの保全、再生を進め、まちは賑わいを取り戻し、多くの観光客が来訪するまちとなっている。現在は、伊勢市景観計画（平成 21 年 5 月 1 日策定）において重点地区に、併せて景観地区にも指定し、より一層の景観の形成を進めている。</p>			
	道路の現況	<p>地区内を南北に縦断するおはらい町通り（市道宇治新橋線、県道館町通線）は、平成 5 年第 61 回式年遷宮にあわせて石畳舗装による美装化が完了しており、通りの一部では、無電柱化工事も完了している。</p>			
	公園等の現況				
	地区住民のまちづくり活動の概要	<p>昭和 54 年に「内宮門前町再開発会議」が結成され、地元住民によるまちなみ保全への取り組みが進められてきた。現在は、「伊勢おはらい町会議」（前身内宮門前町再開発委員会）が環境美化に関する取り組みや四季折々のイベントを開催している。このほかにも災害対策事業など様々な活動を展開している。</p>			
区域の整備に関する基本計画	整備の目標	<p>歴史的なまちなみの保全、再生をより一層進め、伊勢おはらい町会議をはじめとする地元住民等による取り組みとの相乗効果により、より多くの観光客に来訪していただけるまちとしての魅力の向上を図る。</p>			
	整備の時期	平成 28 年度から平成 32 年度（5 年間）			
	地区施設等の整備に関する基本事項	通路等			
		小公園等			
		その他			
	住宅等の整備に関する基本事項	住宅	<p>建築物等の建築等を行なう際は、景観形成基準にもとづき、歴史的なまちなみの保全、再生を進めることで、良好な景観の形成を進める。</p>		
敷地					
その他事項					

街なみ環境整備方針説明書

都道府県名	三重県	市町村名	伊勢市	区域名	二見町茶屋地区
区域現況	区域の概要	<p>本地区は、市東部、伊勢志摩国立公園内に位置する風光明媚な地区である。神宮の禊の浜である二見浦が広がり、二見興玉神社の参道として発展し、木造の旅館や土産物屋が建ち並び、歴史的なまちなみを形成している。平成 18 年に二見浦が国の名勝に指定され、平成 22 年には貴賓の宿泊施設であった賓日館が重要文化財に指定されるなど歴史的、文化的な景観だけでなく、二見浦の海岸とそれ沿いに広がるクロマツの松林や、背後の音無山などの自然景観にも恵まれている。本地区では、旅館街の歴史的なまちなみを保全、再生するため、平成 13 年に自主条例を制定し、景観の形成を進めてきた。現在は、伊勢市景観計画（平成 21 年 5 月 1 日策定）において重点地区に指定し、より一層の景観の形成を進めている。</p>			
	道路の現況	<p>地区内を L 字型に通る夫婦岩表参道（市道茶屋 1 号線）は美装化が完了している。</p>			
	公園等の現況	<p>賓日館の中庭として小公園（庭園）の整備が完了している。</p>			
	地区住民のまちづくり活動の概要	<p>地元住民が主体となって「おひなさまめぐり in 二見」をはじめとする四季折々のイベントを開催し、まちづくり活動に取り組んでいる。</p>			
区域の整備に関する基本計画	整備の目標	<p>歴史的なまちなみの保全、再生をより一層進め、地元住民による取り組みとの相乗効果により、より多くの観光客に来訪していただけるまちとしての魅力の向上を図る。</p>			
	整備の時期	<p>平成 28 年度から平成 32 年度（5 年間）</p>			
	地区施設等の整備に関する基本事項	通路等			
		小公園等			
		その他			
	住宅等の整備に関する基本事項	住宅	<p>建築物等の建築等を行なう際は、景観形成基準にもとづき、歴史的なまちなみの保全、再生を進めることで、良好な景観の形成を進める。</p>		
敷地					
その他事項					

街なみ環境整備方針説明書

都道府県名	三重県	市町村名	伊勢市	区域名	河崎地区
区域現況	区域の概要	<p>本地区は、市中心部に位置し、地区内には一級河川である勢田川が流れ、また、勢田川と平行して河崎本通りが走っている。</p> <p>かつて、勢田川の水運を活かし、外宮、内宮へ物資を供給する「伊勢の台所」として繁栄した問屋街である。現在はその機能は衰退し、主として住宅地となっているが、蔵や町屋などにより形成される歴史的なまちなみが部分的ではあるが残っている。伊勢市景観計画（平成21年5月1日策定）において本地区を沿道景観形成地区に指定し、緩やかではあるが、良好な景観の形成を進めている。現在、減少傾向である町屋や蔵の保全と歴史的なまちなみを再生するため、重点地区指定を検討している。</p>			
	道路の現況	<p>地区内を南北に走る河崎本通り（市道外宮二見線、市道宮後船江線）は、幅員が狭い。また、世古と呼ばれる路地が多いが、建築時の道路後退により、地域住民の生活感あふれる世古の風情が失われつつある。</p>			
	公園等の現況	<p>本地区内には地域住民や来訪者が休憩できる公園がない。</p>			
	地区住民のまちづくり活動の概要	<p>伊勢河崎商人館の指定管理者である NPO 法人伊勢河崎まちづくり衆が、毎月1回、同施設を利用して「だいどこ市」を開催、また、広報誌『河崎かわら版』の発行など、まちづくり活動に取り組んでいる。</p>			
区域の整備に関する基本計画	整備の目標	<p>河崎本通りにおける歴史的なまちなみの保全、再生と併せて河川景観との一体性にも配慮した景観形成を進め、歴史を伝える良好な住宅地としての魅力の向上を図る。</p>			
	整備の時期	<p>平成30年度から平成34年度（5年間）</p>			
	地区施設等の整備に関する基本事項	通路等			
		小公園等	<p>住民の地域交流の場として、また、徒歩による来訪者の休憩スペースとして、公園の整備を行う。</p>		
		その他	<p>住民や来訪者が散策できるよう道路照明灯の設置や案内板の設置を行う。</p>		
	住宅等の整備に関する基本事項	住宅	<p>建築物の建築等を行なう際は、補助基準にもとづき、歴史的なまちなみの保全・再生を進め、また、景観形成基準にもとづき、歴史的なまちなみへの調和に配慮した建築等を進めることで、良好な景観の形成を進める。</p>		
敷地					
その他事項					